

会 議 録 目 次

平成 1 7 年 第 5 回 海 田 町 議 会 臨 時 会 （ 第 1 日 ）

平成 1 7 年 1 1 月 1 1 日 （ 金 ） 午 前 9 時 0 0 分 開 会

日 程 第 1	会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て ……………	3
日 程 第 2	会 期 の 決 定 に つ い て ……………	3
日 程 第 3	第 41 号 議 案 平 成 17 年 度 海 田 町 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 5 号 ） ……	3
	（ 閉 会 ） ……………	3 0

平成17年第5回海田町議会臨時会

会 議 録

1. 招 集 年 月 日 平成17年11月11日（金）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会（開 議） 11月11日（金）9時00分宣告

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員（15名）

1番	久留島 元 生	2番	三 宅 総一郎
3番	岡 田 良 訓	4番	西 田 祐 三
5番	渡 辺 善 隆	6番	桑 原 克 之
7番	多 田 雄 一	8番	斎 木 貞 暁
9番	西 山 勝 子	10番	宮 坂 二 郎
12番	崎 本 広 美	13番	前 田 勝 男
14番	住 吉 充	15番	佐 中 十九昭
16番	原 田 幸 治		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員

11番 河 野 道 昭

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員（15名）

1番	久留島 元 生	2番	三 宅 総一郎
3番	岡 田 良 訓	4番	西 田 祐 三
5番	渡 辺 善 隆	6番	桑 原 克 之
7番	多 田 雄 一	8番	斎 木 貞 暁
9番	西 山 勝 子	10番	宮 坂 二 郎
12番	崎 本 広 美	13番	前 田 勝 男
14番	住 吉 充	15番	佐 中 十九昭
16番	原 田 幸 治		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 欠 席 議 員

11番 河 野 道 昭

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|       |   |           |
|-------|---|-----------|
| 町     | 長 | 山 岡 寛 次   |
| 理     | 事 | 山 本 義 彦   |
| 企 画 部 | 長 | 池 乃 本 和 弘 |
| 総 務 部 | 長 | 因 幡 貞 男   |
| 企 画 課 | 長 | 大 久 保 裕 通 |
| 財 政 課 | 長 | 内 田 和 彦   |

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 園 山 純 |
| 主 幹 | 濱 吉 計 守 |
| 主 事 | 中 村 修 介 |

~~~~~○~~~~~

10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 第41号議案 平成17年度海田町一般会計補正予算（第5号）

~~~~~○~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（原田）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、平成17年第5回海田町議会臨時会を開会いたします。なお、本日は報道関係者、入っておられまして、カメラの使用許可を出しておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第3に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より7番、多田議員、8番、斎木議員を指名いたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

それでは、第41号議案、平成17年度海田町一般会計補正予算（第5号）について。平成17年度海田町一般会計補正予算（第5号）は、平成17年12月1日から、町内循環バス実験運行を行うため、歳入歳出それぞれ713万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億9,156万4,000円とするものでございます。なお、先にもお約束いたしましたとおり、これまでの指摘をいただきました事項につきましたは、さらなる検討を続け、町民の皆様に親しんでいただけるような事業になるように努力をしていますので、どうぞよろしくお願いいたします。内容につきましては担当者から説明をします。ので、よろしくお願いします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、第41号議案、平成17年度海田町一般会計補正予算（第5号）について、ご説明をいたします。歳入歳出の補正につきましては、資料1の平成17年度補正予算説明書によりましてご説明をいたします。

まず歳出からでございますが、2ページのほうをお願いいたします。総務費の総務管理費の企画費であります。町内循環バス運行事業の実験運行の再開に伴う経費として、報償費につきましては循環バス検討委員会委員の報償費として3万円を、事業費につきましては実験運行案内リーフレットなどの印刷製本費として21万円を、役務費につきましてはアンケート実施に伴う郵送料としての通信運搬費30万円と、実験運行案内リーフレットの新聞折り込み手数料として6万6,000円。合わせて36万6,000円を増額するものでございます。次に委託料につきましては、バス運行案内看板作成の委託料として4万8,000円を、工事請負費につきましては、循環バス停留所整備工事費として47万9,000円を、負担金補助及び交付金につきましては12月から3月までの実験運行に係る運送会社に対する負担金として599万9,000円を、それぞれ増額するものでございます。

次に歳入につきましてご説明をいたします。1ページのほうをお願いいたします。国庫支出金の国庫補助金の総務費国庫補助金の総務管理費補助金につきましては、循環バス運行事業に係る補助金である自動車事故対策費補助金として343万4,000円を増額するものでございます。次に、繰り越しにつきましては財源調整のため前年度繰越金として369万8,000円を増額するものでございます。

次に議案につきましてご説明をいたします。第41号議案のほうをお願いいたします。歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ713万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ73億9,156万4,000円とするものでございます。以上で平成17年度海田町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。多田議員。

○7番（多田）7番、多田でございます。この実験運行につきまして、試験運行につきまして、ほかにも例えばバスをリースとか買い取りとか、それから地元のタクシーとか、全国的にはいろいろな形で運行されておりますが、それについて調査をされた結果、これが一番いいと判断されたんでしょうか。そこら辺を。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）多田議員の質問なのですが、さきの全員協議会でも、その点につきまして、近隣市町村並びに各研修に行ったり、いろいろなことを全部調べた結果、こういう形で海田町の場合はいいという判断のもとにさせていただきました。

○議長（町田）多田議員。

○7番（多田）はい、わかりました。試験運行ですから、いろいろな形があると思うんですが、その中で例えば法律が改正されとか、規制緩和になるということが途中であるかもわかりません。そのときには、例えば停留所の問題とか、そういうことは一応考慮されるのでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この問題につきましても、先般の全員協議会で、法が変わったり道路の形態が変われば、これは順応して対応をしようというふうに判断をして説明したつもりです。

○議長（原田）多田議員。

○7番（多田）2年間の試行運転で国の補助金がつくと思いますが、そのあとの19年度からの運行につきましては、多分やられるとは思いますが、今から、例えば財政状況が非常に厳しくなったということがあったときに、中止ということも考えておられるのでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この件につきましても、先般の協議会で話をしましたように、現時点でこれをやらせていただき、その本運行につきましては、またその時々財政状況を含めて、また諸般の事情を含めて総合計画の5カ年計画の問題を含めて、いろいろ検討して、それをするかしないかの判断をしたい。こういうように思っております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）13番、前田ですが、さきの議会でも提案、修正の動議ということで提案させていただいた。その中で、あれは、議員の皆さんの同意を求めるという意味でやった、その中。それから今の説明の中では、ただ予算がこうするというだけのことで、ここらの事柄を、5、6点聞いてみたい、このように思います。

まず最初に、さきの議会での提案の動議の中で私はこのように言っています。3度の検討委員会を開かれておりますが、十分ではないと。一部地域の住民を差別というか無視するような言葉もある。アンケート調査にしても、利用者の声だけであって、未利用

者の声が聞かれておらん。今多田議員からもありましたように、2年間の試行運転。その結果、場合によってはやめるのか、ここらも、まだはっきりした答弁が聞かれておりませんし、今もありましたようにタクシー利用、この件。たまたま、私、ゆうべ車利用する機会がありまして、運転手さんに聞いてみたんですが、1日約80便ぐらいあるんなら、町内全般は500円ぐらいでも十分走りますよと。あるいはタクシーをチャーターするなら時間が約4,000円ぐらいだと、こういうふうに言われるんですね。このバスを走らすと5万何ぼもかかっている。そういうことで、そこらも検討したらどうかというようなことを。そして、最後には、バスの運行には反対しないが、しっかり検討してください。このようなことを申し上げたわけですよ。

この中から、町長、まず最初に、今言いました一部地域の住民を差別しているというが無視している。これは、税金を皆さんからいただくわけだから公平に扱う必要があると、このように私は思うわけですよ。そこで端的に言いますが、国信地区のいわゆる旧焼却場、環境センターの周辺。ここらへ向けてバスを走らす、あるいは、また三迫3丁目についても、この試行運転の中からいろいろな声が出てくると思うんですが、例えば18年度、この中で、まあ17年は、今ルートもおおむね、この前全協の中で出ておりますので、そこらを含めて検討するかどうか、まず1つ目。

それから、2つ目は、先ほど言いましたように、アンケート調査、これを、いつごろ、どういうふう to 実施するのか。アンケートやりたいということであるけれども、その期日ははっきりしておりません。

それから、今重ねてまた言いますけれども、2年間の試行運転をやる。18年度もやると、町民は当然継続運行だと、このように考えると思うんですよ。そこで、今から、町長の先ほどのお言葉で、19年度は予算検討するんだというような言い方ですが、どうもその辺が、はっきり、利用率にもよるとは思いますけれど、現段階では19年度やめるんだというようなことは言えないと思いますが、ある程度予算の見通しがあるのかどうか。19年度、そういうことで、ひとつ3点目は尋ねてみたい。

4点目については、今も申し上げましたタクシー、これが、言いましたように町内1日80便あるんなら、海田町内だけなら全部走っても4キロメートルだと、端から端まで。だから500円なら行きますよ。80便もあるんなら。こういうような、タクシーの運転手さん個人的な話でありますけれども、行きます、こう言っているわけですね。それから、先ほど触れましたように、1日チャーターという形で貸し切りということになれば、時

間4,000円で動いてくれるんですね。そうすると、単純計算をしますと、12、13時間走れるという。バスの場合ですと、5万2,000円から5万4,000円ぐらいかかるということですから。そうすると、非常に便利がいいと。共産党の佐中議員が、前回も言っております。このバスは、もうちょっと遅い時間まで走らさないかと。そうすると、弱者、要するに障害者、あるいは高齢者、こういう人の救済にも当たると。また酒を飲んで帰るのに便利も非常にいいと、こういうふうなことも言っているわけですが、どうも、この辺になると酒飲んで帰るのが目的なのか、弱者救済が目的なのか、よくはわかりませんが。タクシーにすると、私は言うのに玄関から玄関まで行くわけですね。そうするとタクシーは5人乗りぐらいが、車だと、その細かい道路、今言いました国信、三迫地区の、バスが大型だから無理だと言われる問題が解決するんですね。ここらを、もっと真剣に考えてもらいたい。私、行政のむだは、多少は仕方ないと。だから、前回大型バスを導入したんで、頑としてこのバスを変える考えはないんだと。これでは、町民サービスにはならないと思うんですよね。だから三迫地区の方も、国信地区の方も、皆同じように税金をいただくわけだから、サービスは極力公平にやらないといけない。私は、そういうことを思うわけですね。だから、そこで、例えば10人乗り程度、あるいは今言ったタクシーなんかを導入して。じゃあ、バスがむだになるじゃないか。長期展望に立てば、これはむだではないと、私はこのように考えるんですね。だから、この程度の行政のむだはしょうがない。だから、タクシーを仮に10時間走らせれば、1日4万円、先ほどの話で、時間給4,000円ということになればですね。ここで、1万円の差が出るんですね、1日。月30万円出たら、そのバスが2,000万円したのか何ぼしたのか知りませんが、長期展望に立てば、そのものは回収できるであろうと、私はこのように思うんですよね。この辺についてどのように考えておられるのか、今の説明では、よくわからない。さらに、今の利用者、バスについては1回100円ほどいただくというようなことになれば、タクシーは、一回500円で走ってくれる、あるいは4万円でチャーターできる、10時間ね。さらに100円を負担していただくと、ぐんと安く上がるんですね。ここらこそ、町長がおっしゃる行政改革、いろんな面での税金のむだ使いの解消、こういうことになるのではないかと、私、これは思うんですよね。この辺はどのように考えておられるのか、こういうことですね。

それから、重なりますけれども再度。むだという中で、小型の車、先ほど言いました8人か10人乗りのような車を導入する考えがあるのかないのか。だから、そのむだはし

ようがないと私は今言っているんですね。行政、住民サービスしていくためには、もうしようがないだろう。だから、前の大型バスを没にしてでも、あるいは半値でよそへ売ってでも、さらに200、300万円の適当な8人、10人乗りの車を導入してでもやるべきではなかろうかと、このように考えるんですがね。この辺について、どのように思われるのか。前回の全協でも、企画課長も言っておりますが、バス停について道路の整備されるとむだになるんじゃないか。いや、長期に立てば、むだではないんです。これと同じことなんですよ、バスもね。今の大型を没にしても、中型か小型のやつを導入することは、決して私もむだではないと考えます。だから、課長の意見には、かえって私も賛同するわけですよ。その辺のことについて、重ねて聞いてみたいと。

それから、今回も、こういうことで臨時議会を開いてまでやるというのが、検討時間がというか、検討されていないんですよ。前回も言ったとおり、しっかり検討してやりなさいよ。3回の検討委員会開かれておりますが、重なりますけれども、国信地区は路線バスがあるじゃないかとか簡単に言われているんですね。前回の全協の説明の中で、企画部長、課長がおっしゃっておられますように、そういう路線バス、そういうものの交通機関から、おおむね200メートルないし300メートルのところの住民のサービスを中心に考えるんだと。このように言われますと、海田町の80%が、どっかに、そういう路線バスがあるんですよ。端的な言い方をしますと、今、何回も言いますように、国信の旧焼却場あたり、あるいは南小学校の一部、あるいは三迫に至っては2丁目、3丁目ポケットになっている。国信については、今言った焼却場のあたり。唐谷川については、金丸橋か、その辺から上流がポケットになっているだろうと思いますね。いわゆる200メートル、300メートルの範囲から外れるんじゃないだろうかと、このように思うわけですよ。だから、この辺の今後の住民サービスについて、しっかりこれを検討というか、今後どのように検討していくのか。単に200メートル、300メートルということになれば、走らさなくても、巡回バス要らない。これ、過去にも言ってきましたが、単に坂町が走っているから、府中町が走らせているから海田もやるんだ。これでは、非常に次元が低いんですよ。言いましたように、坂では31号線にバス路線があるだけ。府中町も、ちょっとは違いますけれど端的な言い方をすると、新幹線沿いを走っているだけ。だから、府中町は南北が繋がらないんです。坂町と同じことなんですよ、住民サービスから考えると。だから、非常に走らせるという目的がわからない。長くなりましたが、なぜ海田町に巡回バスが要するのか、こういうことを長々言いましたけれども、この辺が

聞きたい。200メートル、300メートルの解消はできるであろうし、単に近隣の自治体が行っているから、うちも猿まねか何か知らないけれどもやるんだというんだったら、次元が低いんですよね。だから、バスを走らす目的がわからない。先ほども言いました。酒を飲んで帰るのに便利がいいから走らすのか。この辺が明確でないんですよね。一方では弱者の救済、高齢者、障害者の救済、うたいながら、こういう次元の低い言論が出ているわけです。そういうことで、5、6点、7点ぐらいになったかと思うわけですが、この辺を明快にしていきたい。説明願いたい。以上です。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）それでは、ご答弁申し上げます。まず第1点目の国信地区及び三迫2丁目、3丁目地区の件でございますが、現在は循環バスを前提に実験運行しております。したがって、芸陽バス保有の大型バスでは、国信地区の焼却場または三迫2丁目、3丁目のほうには入れません。したがって、そこらが運行できないという状況でございます。

続きまして、アンケートにつきましては、12月1日の運行開始と、大体同時期に、無作為抽出で1,000名の方に対してアンケート調査を行う予定でございます。ですから、これで未利用者、乗っていない方の声も聞けると考えております。

続きまして、19年度からの本運行の予算の見通しでございますが、現在、総合計画の後期5カ年計画を策定中でございます。これに予算的な裏づけとともに、バスの運行を盛り込む予定としております。

続きまして、タクシーの活用についてでございますけれども、運輸局との協議の結果、本町のように既存バス路線が流通しているところでは、デマンドタクシーの運行は、なかなか許可になりにくいと。あくまでバスと競合しない、補完的な意味でのタクシー利用なら許可の可能性はあるが、現状では難しいという回答をいただいております。したがって、将来的には、補完的な意味で活用できるのかどうか、タクシーについては検討してまいりたいと考えております。

続きまして、循環バスを走らせる目的でございますが、これは何度もご説明申し上げますとおり、公共施設の利用促進等、高齢者等の交通弱者の利便性の向上が主な理由でございます。以上でございます。

○議長（原田）質疑の答弁漏れが、小型車導入の考えはないのかというお話がありました。企画課長。

○企画課長（大久保）したがいまして、タクシーは、普通のタクシーとご指摘のような10人乗り程度のジャンボタクシーというのがございます。これにつきましても、循環バスを補完するような形であれば、将来的に検討してまいりたいと考えております。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）循環バスの目的は、先ほど課長が答弁しましたとおり、町内の利便性、公共施設とかいろいろなところに、とにかく車では行けない弱者といいますか体の不自由な方も含めて利便性を図って、福祉の増進に図るとともに町民の利便性を考えたことについてやるという決意でございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）よくわからないのは、そういうことで検討も含めるというのは言葉が弱いんだが、しっかり、その中の検討という言葉は私は欲しいんですけどね。試行運転だから、先ほども言いました、今回は一部の地区にポケットがあってもしょうがないんだと。その中で、次はまたそういうところも、今言った場合によっては小型のそういうものも入れて検討するのかどうかということ。デマンドがだめだとか何とか、陸運局がという話なら、タクシーのチャーターなら、それで何も要らんのじゃないですか。陸運局の検討も許可も要らないんじゃないんですか。営業タクシー、既に地域で営業権をとってやっておられる車だからね。あとは金だけ払えば済むことじゃないんですか。何か、そこらがね、考えていることが私は理解できない。だから、そこらを、くどくど先ほど来言っているのですよ。100円の負担でもって、タクシーは4,000円で借り切りでいいんですよ。何かそこらが、バスがあるから、前に買ったバスがあるから、どうでもこうでも、これを利用しないとならないのか。いいんですよ、それを捨てたって。行政はむだが多少あったとしても、住民に公平サービスできるんならいいですよと言っているんですよ。だから、いかにして町長としては住民に公平なサービスができるか。全部が全部100%やったことが成功するとは、多少ちょっと道が間違っただということがあったとしても、修正すればいいことであって、それを間違っただけ方向へどんどんどんどん走っていくというのは、私はおかしいと思うんです。だから、このようなことを言っているんで、その辺の説明がよくわからん。今言った、陸運局の許可がとれないからだめだとかいうのはね。だから、そこらを含めて、何回も言っていますが、検討が足りないんだと、こう言っているんですよ。陸運局に相談したら、デマンドがだめと言われたから、もうだめなんですよだったら、こうやってサービスするためには、今言った貸し切りの方法なら、

すでに営業権持っておられるわけだから。あとは、単なる観光地へ行ってタクシーを借りるのと同じことの意味なんです。なぜ、それができないのか。余り長く言っても結局同じことの繰り返しだから黙っときます。そういうことで、既に営業権ある車だから、できるんじゃないですか。その辺、もう1回答弁を。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今回、先般からずっと同じことを申し上げるんですが、タクシーをやる考えは毛頭ありませんし、また実験運行を本運行に当たって、例えばジャンボタクシー的なものを併用してやるということも、今後の検討の課題にあると、そういうように考えております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）最後になりますが、今言っているが、ジャンボとかいうことで検討することとなら、当然それは、三迫地区も国信地区も検討するという意味かということ、をはっきり。そこが聞きたいの。それが出てこないから言っているのであって、町は、町民には極力公平なサービスが要るんだと言っているわけですね。それが、課長が何か知らんが、バスが大型だから走らせないだろうだ。そうじゃない。そういうジャンボタクシー的なものも検討してやるというんなら、その地区も含めて検討しますよということを、やっぱり言ってもらわないと。やっぱり差別で、その地区だけポケットにやりっ放しにしておくのか。こういうことになるわけ。最後だからいいが、わかったような、わからんようなことを言って。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今、差別という言葉が何回も出るんですが、決して私どもは差別をするということは一切やっておりませんし、また実験運行をやって、また利便性の、今、三迫地区とか、国信地区というのは、必ずそういう問題が出てくる。そのときには対処してやっていきたい。それは、検討の課題に十分入れております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。先般の9月議会で、修正案に賛成をした1人でございます。その賛成をした意見は本会議場で意見を述べておりますけれども、平成19年度から補助金がなくなったときに町財政が大変な中を住民サービスを低下を、ますますせざるを得ないということになると大変だから、もっと平成19年度に本運行可能な試験運行を検討してはどうかという意味で修正案に賛成をいたしました。

じゃあ、いかに今からの行財政が大変になるかという。なかなか信じてもらえませんが、先般の広島県議会 9 月議会で、ある県会議員が質問をされております。竹原市、大竹市及び府中町、海田町、熊野町、坂町の 2 市 4 町が合併をしていないが、合併市町と比較して、行財政運営などの面で格差が生じることが懸念される。2 市 4 町の今後に対する基本的な考えと県としての対応を問うという質問をされております。県の答弁が社会経済情勢を踏まえると単独市町による行財政運営には厳しいものがあり、合併団体にも増して徹底した行財政改革が必要であることから、必要な助言を行ってまいりたいというような県は答弁をしております。本当に今から海田町が単独でやっていくためにも、もう来年度から行革大綱の中では住民サービス低下が提言をされておまして、この臨時議会が終わった後には審議をしないといけなような項目が出てきている中であります。

しかし、今回の提案を見させていただきますと、確かに前回の巡回バス事業への金額は 846 万 5,000 円でした。芸陽バスに委託する運行委託負担金は 739 万 8,000 円でした。しかし、今回の提案では補正額が 713 万 2,000 円で運行委託負担金は 599 万 9,000 円と、ある程度縮小、検討された金額を提示されていると私は判断はいたしております。前回の全協でも、平成 19 年度からの本運行に至っては、料金を考えないといけないという説明でございました。そのように真摯に言われている中で、本当に先ほどの多田議員の答弁の中で 19 年度には真剣に考えていくということととらえておりますが、先ほど町長は、19 年度に走らすか走らせないかは 19 年度の予算状況だとおっしゃりながら、課長の答弁では第 3 次基本計画の中に折り込んでいくと。折り込むということは、もう本運行が決まっている。答弁が、このように違えば、私たち、どのように今回の判断をしていいか迷ってしまうわけです。

具体的に質問いたします。9 月議会で修正案で懸案事項となりました。

(発言する者あり)

○ 9 番 (西山) 私、間違ったこと言っておりませんよ、理事。

(発言する者あり)

○ 9 番 (西山) 失礼です、そんな態度。

(「議事進行してください」と呼ぶ者あり)

○ 9 番 (西山) 戻ります。このたび、9 月議会で、修正案で、巡回バスの事業が一応否決となりました。そのあと、私は緊急に検討委員会を開催されて、次への今回の提案に対

して検討委員会を開催されているとばかり思っておりました。しかし、海田町のインターネットを見ますと、検討委員会は1度も開催をされておられません。1回目の試行運転が終わった後に、こう書かれているんですね。今後の運行については、検討委員会を設置し検証を行う。そうであるならば、せっかく検討委員会を開催されている、設置されたのですから、私は検討委員会を開くべきであったと考えているんですけど、検討委員会を開けなかった理由を、まず1点問います。

次に、先ほどの今回の予算の中で、通信運搬費30万、無作為に1,000名のアンケートを調査をするというところまでは、今答弁がございましたけれど、いつして、いつ集計をして、この結果を次への運行の糧とされる計画は、どのようになっているのか。2点目です。

3点目は、今回の試験運行は3月31日までとなっております。先般の全員協議会で、当初予算にも、この試験運行の予算を計上いたしますという説明がありました。では、この運行を終えて精査をして次への運行に入るのが正規の考えだと思います。ましてや、今、国は平成18年度の予算審議は何らしておられません。ヒアリングはされておるかもしれませんが。通常国会が開かれるのは、来年1月からでございます。ましてや、この平成18年の試験運行をするために、国庫補助金での運行を考えていらっしゃる中で、私が危惧しておりますのは、国庫支出金の査定が明確になっていて見積もりは正確な、適切なのか、まだ2回目の運行をしてなくてアンケート調査を始めて、その結果で次のどういう運行体系が住民の皆様にとって便利なのかどうなのか。これはさきの9月の議会で、ある議員さんの質問された答弁で、こう答弁なさってるんです、町長は。3回目の運行に対しましては、検討委員会で1,000名のアンケート調査で、住民の方々の移動の実態や、各種の意向調査、満足度調査等、いろいろな角度からの検討を行い、よい運行形態をとるように審議に臨んでもらいたいという答弁をされているんです。そうするんであれば、質問に戻りますけれども、平成18年度の当初予算に上げる補助金対象に対する運行の体系です。それを、どれくらいの予算の運行をするというものを決めないと、補助金を、どれだけ見積もって国のほうに査定をしようとか、国からどれだけもらうように当初予算に計上しようとか、何ら内容もないのに当初予算に上げてくるということには、私は無理があるように思うんですけども。今後アンケート調査の、今からご答弁をもらいますけれども、検討委員会で審議される、それぞれの内容を、私たち議会のほうには、どの段階で順次報告をしていただいて、次への来年からの試行運転に移行

されていくのか、その辺どのようにお考えになっているのか、今、大まかに3点だと思うんですけど質問いたします。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（池乃本）さきの11月4日に行われました全員協議会の中で、私のほうから18年度予算に上げるというふうに言い切ってしまいましたけれども、正確には18年度予算に計上するように努力をしているというふうに訂正をさせていただきたいというふうに思います。

それから、3月31日まで運行をして、来年度すぐに運行に移ると、検討期間がないではないかというようなご指摘でございますが、その点につきましては、先般すぐに運輸局のほうにも伺いまして、そこら辺のやり方について協議をいたしました。その中で、運輸局のほうとしましては、現行を続けながら具体的に変更箇所があれば自在に変えていただいて結構だ、ただし変える場合においては、住民への周知とか、あるいは道路交通との、警察あるいは公安委員会との協議、そういうものも含めて、ある程度整えないとできませんというふうなご指摘をいただきました。それでは、お願いします。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）それでは、第1点目の第1期実験運行終了後、検討委員会が開かれてないではないかというご質問でございますが……。

○議長（原田）開かれなかった理由があるんですかって言っている。

○9番（西山）1回開かれてますでしょう。否決になった後です。

○企画課長（大久保）意味わかりました。検討委員会を開催しておりますが、これは第1期の実績等を踏まえて、第2期の運行をどのようにするかということを検討したものでございます。従いまして、検討委員会では、現在お示ししている案が最良だということでございますので、9月以降開催はしておりません。また、開催する予算もございません。

続きまして、アンケート調査の計画でございますが、先ほどご答弁申し上げましたように、現在、もうアンケートの案を大体煮詰めております。今後12月1日に運行再開ができましたら、速やかに無作為抽出した1,000名の方を対象にアンケートを実施して、早期に回収して分析してまいりたいと考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）全然的な外れの答弁です。私は、なぜ修正案が可決になって、その後、次に

議員がもっと審議をして、ちゃんとしないと巡回バスは運行は厳しいですよ、予算上から19年度から予算が厳しくなるので、19年度からの本運行にふさわしい巡回運行をしないと、厳しいですよと修正案が可決になったわけですから、それを受けて即座に検討委員会を開いて本来は、どのような運行をしていったらいいのかと検討すべきだったと思うのに、されなかったのはなぜかということと、今は予算がなかったんですとおっしゃいましたけれど、ほかの予算執行においては、予算の流用、予備費の充当、幾らでも予算が計上できます。どれだけ行政を運営される中で予算の流用をなさっておりますか。この検討委員会だけが開く、流用する予算がないというような答弁は、行政として失格ですよ。いや、頭をかしげられますけれども。だって、緊急事態です。本来、1回の試行運転をして、その結果を精査をして検討委員会を開いて、2回目の試行運転を予算計上されました。検討委員会の結果で、申し訳はなかったですけれども、もっと審議をされないといけないのではないかとって修正案を出しました。そうしますと、本来であれば、緊急に検討委員会を招集して、そこで、また実験可能、試験運行可能な議案提案をされるのが筋ではないのでしょうか。だから、この辺をどのようにお考えで、検討委員会は開かれなかったのですかという質問なんです。それと、もう1点、先ほどの…

○議長（原田）やじを飛ばさんようにしてください。続けてください。

○9番（西山）アンケートを1,000名の方で調査をして、できるだけ早く検討する。その計画も立てていらっしゃらなくて、次へ流れていきますか。1月、2月をかけて、次への試行運転の基盤にしますとか、何も計画がなくて、今回この巡回バス運行の予算を計上なさってるんですか。この2点。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（池乃本）検討についてでございますけれども、検討は委員会のほうでやるということは、先ほど申しましたようにやりませんでしたけれども、ご指摘いただきましたら、すぐに運輸局等に繰り返し足を運んで、私ども協議をしてまいりました。で、内部でも協議をしたところでございます。さらに、何度も町長が申し上げておりますように、第2回の実験運行の中で、ご指摘いただいたことについては真摯に受けとめて、今後それも含めて検討をさせていただく。検討については、まとめ次第、それを実施できるものは実施していくというふうに準備しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）1点、答弁が漏れているんですけども。今後の試験運行をしながら、次の平成18年度の運行を考えられている中で、検討委員会またはアンケートの結果等、本来ならアンケートの素案はできておりますとおっしゃいましたので、素案も議会に提示して議会の意見も聞かせていただきたいというのが本音なのですが。先ほどの質疑の中で、今後、試験運行をしながら次への運行に移っていくということになれば、検討委員会での審議の状況、今から推移していく状況を議会にどの時点で報告があるのかということに対して答弁をいただいていないんですけども。それを含めて答弁をお願いします。

○町長（山岡）先ほど来、いろいろと答弁とか質問をいただいたわけですが、実験バスの運行につきましては、現在、海田町総合基本計画の5カ年計画というものに対して財源的な裏づけで盛り込む予定ということで課長が答弁しましたが、政策の選択や予算編成権は町長に権限を持たせていただいております。その中で判断をしながら裏づけのあるかないかということを含めて執行させていただきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。補助金についてお尋ねをいたします。前回の補助金800何ぼの中で、私の計算では55%ぐらいの補助金が出る計算になるわけですね。今回、そういう割合で計算すると48%。当初、答弁の中で50%の補助金が出るということで、いろいろ調整率というのを掛けて、そういうことになるんだということまでは理解できるんですが、基本的には補助金がそれにかかった費用の50%を出るということでいいのかどうかお尋ねするんです。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）基本的には補助対象額の2分の1が国庫補助額として支出されます。ただし予算等は、若干国庫補助対象になる、ならないというものがありますので、若干の違いはございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）そうならば、今回はこういう結果、11月の段階にあつては、どれも55%の補助が出たと。今回は、いろいろ調整をして、こういう結果になったということですね。それでは、3月31日まで、この実態でやって、その後、来年度以降について、先ほ

ど言いましたように基本的には50%出るんだが、国のそういう調整率で、どうなるかわからないけれども、見込みですね、50%の考えでいいのかどうか。それが、ずっとそのままでいけるのかどうか。そこら辺をお尋ねをするのと、もう一つは、先ほどからタクシーを使ったらどうかという質疑がなされて、いろいろ論議があったんですが、タクシーを使った場合の補助金、いわゆる今循環バスであれば、交通事故何とか対策というので、補助金50%出るんですが、タクシーははなから別の会社が運転をして、いわゆる町が主体事業主じゃないわけですね。そういう場合にでも、障害者対象とか高齢者の対象で、もし事業をした場合に、その補助金が50%出るのかどうか、そのお尋ね。2点お尋ねします。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）現在、運輸局等、来年度の補助金に向けて協議を進めておりますけれども、現段階では来年度は補助対象額の2分の1で補助金を計上してくれというご回答をいただいております。また、タクシーの補助金につきましては、先ほどご答弁申し上げましたように、本町のように既存バス路線が充実しているところでタクシーを運行した場合、バス業者及びタクシー業者に対して大きな負担となることから、補助対象とはならないだろうという回答をいただいております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）私は、先ほどから出ておりましたが、国信地区とか三迫地区というのが出ていますが、現在バスが入るのに不可能だと思われる地区です。だから、私は地元議員として、どうしたらバスが入るようになるか、地元の皆さんと協議を今している最中なんですけど、もしか地元の皆様が、それじゃあ協力しようと言われた場合は、即してもらわなくては、私、今言われるように、西山さんがずっと言われるように、18年度予算を組むときに、地元が協力してあげる、土地でも出しますと。道広くしてジャンボタクシーが上がる範囲でやってくれと協力できた場合は、早急に今の執行部の権限として検討してもらえるかどうか、そこをお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今の質問に対しましては、十分検討して前向きに考えていきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）4番、西田です。工事請負費は、補助対象のほうに入るのかどうかお伺い

します。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）工事請負費は補助対象外でございます。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）それと、先ほど答弁があったんですが、随時変更をしながら、18年度実施していくという話が出たんですが、これは、ルートの変更とかバス停の変更等、これらを含めて可能かどうかお伺いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）これも、先ほど崎本議員から質問がありましたように、ルートの変更も、道が広くなれば、通行可能なところがあれば、それも十分検討の域に入る、そういうふうに考えております。

○議長（原田）斎木議員。

○8番（斎木）8番、斎木貞暁ですが。私は、いろいろな議員さんが質問された中で、町長に意見を言いたいんだが、電信柱へべたべた貼られたり、宣伝カーは来るや。あんたは投書が何通来たいうて、わしは8通、議会で一番多いんじゃないですか。その中に、私的なことも書いてある。町長さん、この困難はマスコミか、あなたの舌足らずかわからんけれど、困った困ったいうて、困ったいうてもね、我々は調査研究をよくしなさいということであるんだから、やっぱり道理道德の最高責任者、町長さんが、この大困難の、こんな今まで私も最近1期とちょっとやっているけれど、これだけの大騒動はなかった。やっぱり、検討委員会あたりが、町長さんが、いろんなことでよく説明されて、検討委員会も開かれんと思いますが、私はどうして通知が来んかなと思いつつ、ロッカーに入るとるから。ロッカーあけたことないんですよ、私は。本当に、検討委員会の方も、その必要があれば、16人の議員を1軒ずつ回られて集まってくれって、ロッカー入れてから、集まりなさいというようなことも、町長として、やっぱり親切丁寧に検討委員会の方を指導していただかなきゃいけない。私は、今議員さんの質問、町長さん、やっぱり国信地区は、初めから反対が有力者にいたんです。十二分に地区に説明をしていただきたいんですが、私は検討委員会を開かれて、そういう今おっしゃったように道路さえ解決つければいいということですが。尋ねたいんですが、芸陽バスがジャンボタクシーは粗末でお互いに話もできんから、私はやっぱり小型のマイクロバスが、14、15人乗りのマイクロバスがあるんなら、町が買われて、そういうような形の中で運行できな

いのか。芸陽が買ってしまったのか、どういう町長は口頭約束しておられるか、そこらをひとつ尋ねてみたいと思います。私は、そこらが一体どうなんか、150万円から200万円であるんなら、ずっと続けてもいいと思いますが、そこらの点、芸陽との話し合いは、一体どうなっているのかというのが2つ目。よく要望、希望があるところへ、町長さんがぶらり訪問といって新聞に出ているが、それこそぶらり訪問して説得してもらいたいです、その点、どうです。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）それでは、芸陽バスとの件でございますけれども、いろいろ町でバスを購入するとか、他地区ではリースそれから他の例もございましたが、現在実験運行ということで、芸陽バスの車両を利用して負担金を払っていくのが一番費用対効果があると判断いたしましたので、現在芸陽バスの車両を使っております。

○議長（原田）斎木議員。

○8番（斎木）調査研究してもらいたいです、やっぱり、もうちょっとこまいバスがあるんじゃないだろうか。そしたら西の谷も回れるし、国信の焼却場も行けるし、それも町長、調査検討してもらいたい。それから今回、国信地区は初めから異議があるようなんですよね。だから、あそこは出向いて説明してもらいたいと、その点2つを町長。あなたの答弁で。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今、斎木議員がおっしゃいましたことにつきましては、国信地区とか、各地へいつでも出かけて行って、お話し合いに応じたい、このように思っております。

○議長（原田）斎木議員。

○8番（斎木）再度、町長さん、これだけの大騒動があったんだから、投書が出るのも、あんたが最高責任だぞ。説明不足で。その点を要望して善処方お願いしたいというように思います。

○議長（原田）ほかに質疑ありますか。桑原議員。

○6番（桑原）いろいろ議論が出て、要点だけ質問します。3点ほどお願いしたいんですけれども、第1点ですけれども、この予算はご案内のように全町民のための巡回バスの本格的な運転に向けての試験だということ。これが本意であるということ、まず第1点ですね。

それから、自動車事故対策費補助金、そういう補助金がついていること。これがつい

ているから安易なやり方では困るということですね。これも税金ですから。だから、有効に活用してやっていかないといけないということ。

3点は、この予算は補助金だけじゃないんですよね。補助金に加え、われわれの税金である一般財源も入っているんですよ。そういうことを忘れないようにしてほしいというように思っているわけです。ですから、今までの前回までやられた試験では、かなりの赤字になるということがわかっておりますが、それは、補助金でカバーするばかりじゃなくて、我々の税金である一般財源からも、その負担をしているわけです。そういうことを忘れないでほしいと願っているものです。それだけに、いろいろ議員のほうからも質問があったりしたんですけれど、今回の全員協議会の中で、私は、ただ運転日数を減らしたという今回の提案が、ちょっとがっかりしていることは事実です。もう少し、皆さんがおっしゃっているように、何か検討した跡を示してほしいかったです。まあ、それは行政サイドにいろいろ事情があったんでしょう。それと、議員のほうからも、いろいろ詳しい質問があったから省略します。

それで、前回までの実験運転の実施分で、収支損益額、これは前に出されたかと思うんですけれど、この全員協議会的时候にも執行残が36万4,000円残っていますよね。残っているんですけれど、現実一般財源補助金を使っている。どのぐらいコストがかかったのかというのを、まず1点教えていただきたい。そして、この実験結果と前回の利用者アンケート、そういうもの等から勘案して、町長は、もちろん財源にも限界がありますし、利用者数、財政の効率性、利用者の満足度みたいなものも、いろいろあると思うんですよ。ですけれども、それとの関連においても、巡回バス運行の継続か否か、今まで質問に出ていましたけれど、財政負担分岐点というんですよ、決断の。大体どのぐらいだったら、やってもいいというような、そういう考え方。それについて、町長のほうのご見解をお願いしたいと。

それから、2つ目。9月の定例議会では明確ではなかったのですが、さきの全員協議会で明らかになったことがあります。それは、バス運賃収入と運行負担金との会計処理の関係についてでございます。全員協議会の資料によりますと、バス収入運賃と、運行負担金との会計処理は相殺によって行われているように私は理解しているんですけれども、その相殺について、ご案内のように民法の505条1項、2項で規定されておりますし、公法上では、国の場合は債権管理法の22条の関係で規定されております。だけど、地方財政にあっては、地方財政法には、いろいろ見たんですけれども、こういう規定条

文がないように思います。ですけれども、地方自治法の施行令173条の2の指定を受けて、海田町財務規則第202条1項・2項に規定され、相殺のことが規定されておりまして、この会計事務処理の会計様式まで決まって、それによって行われているというところでございます。それはそれでいいんですけれども、このポイントは、歳入歳出の混同という点なんですよね。歳入歳出の混同は、法律の規定で、特に認められた場合を除いて、原則として禁止されております。公法上の債権については、法律、これは条例等も含んでいるわけですが、定めがないと一般的には相殺ができないことになっております。そこで、このバス運賃は公法上の債権に当たるのかがポイントだと私は思っているんですけれども。この運賃が公法上の債権とした根拠についてお聞かせ願いたいと思います。それと関連するんですけれども、バス試験運行は、18年3月31日年度末まで、ぎりぎりまで行われるようになっていきますね。これは、優秀な行政サイドの人ですから、出納整理期間中に全部済ますということはわかるんです。わかるんですけれども、この会計処理が必ずしも万全でないとは申しませんが、19年度内に事故や事件の発生に伴い調定または支出負担行為や相殺額を変更するような事態が起きたような場合、それが可能なように、前回のように会計処理猶予期間的な、1週間ぐらい残すとか、そういうようなことを。それから、この補助金は、本所のほうに聞いたんですけれども、補助金にはいろいろあるんだけれども、これは補助金は繰り越せません。繰り越せないことは、補助金ですから。そのことも考慮して、その辺はどうなんだろうかということが2つ目。

それから、3つ目なんですけれども、これは数字のことで申し訳ないなんですけれども。思い違いがあったら確認をしておきたいと思うんですけれど、資料1の2ページ。このページの予算額を、9月議会の修正前の予算額と比較してみますと、補正額、9月は846万5,000円。今回は713万2,000円で、133万3,000円少なくなっていますね。それから、国庫支出金が、9月が492万8,000円が、今回は343万4,000円。149万4,000円下がっています。それで、問題は一般財源なんです。専門家ではつまらんことを言うとおっしゃるかもわからないんですけれども、9月では353万7,000円。今回は369万8,000円で16万1,000円増えているんですね。一般財源が16万1,000円増えています。それで、いろいろ見たわけですが、役務費手数料6万6,000円増えていますね。そうしたら、あとの9万5,000円は、運行委託負担金の中に、どのように入っているんだろうかということなんです。9万5,000円。それは、一般財源じゃないんですけれども、全体で、運行委託負担金

だけで見ますと、9月が739万8,000円。11月、今回は599万9,000円になっていますから、139万9,000円少なくなっているんですね。そうすると、先ほど申しました国庫支出金の9月の492万8,000円から343万4,000円引いた149万4,000円の差と、ちょうど9万5,000円違っているわけです。言いたいことがわかりますかね。だから、16万1,000円のうち6万6,000円は、ここの表面に出てくるんですけれども、9月か11月の中の運行委託負担金に、9万5,000円がどうにかなっているんだと私は思っているんです。その説明が知りたいんです。たまたま、いろいろいじくっちゃって、計算すると、どう見てもびったり、いろんな計数が合うんですけれど。表面的に見た場合には、今も何回も申しますように、国庫支出金だけで見ると149万4,000円なのに運行委託負担金を9月と11月にすると139万9,000円。で、ここに9万5,000円差が出てくる。それと16万1,000円との関係は、どうなるんでしょうかということなんです。要するに、運行委託負担金の9月か11月の中に、どっちかに9万5,000円が関係していると思うんですけれど。その3点。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）第1期のコストの比較でございますが、まず予算的には、第1期は298万円を計上しておりまして、運賃収入として36万3,500円でございますので、とてもコスト的には赤字ということでございます。従いまして、一応バスの性格上、どうしてもコスト計算すると、約1便あたり60人程度のご乗車がないと、100円では黒字にならないという試算をしております。それと、運賃の……。少々お待ちくださいませ。

○議長（原田）部長。

○企画部長（池乃本）費用対効果といいますか、いわゆる投資の分岐点ということについてお尋ねがあったと思いますけれども、この点について、最初にラインを引いて、ここまでいったら採算が合うというような種類のものではないので、やはり、これは、議会の皆さんをはじめ、町民の皆さんが、これぐらいの出費ならいたし方ないだろうというところを探っていくというふうに理解していただきたいと思います。ですから、現在それを設定しておるということではございませんが、皆さんが納得していただけるような投資の形ということを探っていきたいと思います。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）第1期分の詳しい財政負担については、現在資料を持ち合わせておりませんので、後ほど提出させていただきたいと思います。続きまして、運賃収入を相殺している件でございますけれども、これは、運行主体が芸陽バスでございます。です

から、運賃は芸陽バスの収入ということで相殺しております。よろしいですか。それと負担金補助及び交付金が9月に比べて139万9,000円の減になっておりますけれども、これは、運行日数が146日から116日になったということで163万8,000円の減。それと、運賃収入が減ったということで24万円の増と、若干の切り上げ・切り捨ての関係で、139万9,000円となっております。それと、国庫補助金の計上額につきましては、9月補正予算時点では、中国運輸局の指導もあって、国庫補助交付決定額を計上するようにということで計上しております。ですから、当初は10月1日からの運行を予定しておりましたので、そこらも含めて、その額を計上しております。しかしながら、このたびは、歳入欠陥を起こしてはいけないという観点からも実質的な額を計上しようということで協議がまとまりましたので、343万4,000円を計上させていただいております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）ちょっと声がかすれて、質問がわからなかったのかもしれませんが、全然回答だと食い違いがございます。今の第1番の財政負担なんだよね、前回の。それは、後で教えてもらいますけれども、企画部長のご回答の中に、大体の継続か否かの目安というのを、町長の考えはどうですかという、町長は、どのように考えておられますかと聞いたわけですよ。

（発言する者あり）

○6番（桑原）ちょっと黙って。それで、財源的にも限界があるし。

（発言する者あり）

○6番（桑原）私、今質問したでしょう。利用者数もありますと。それから、利用者の満足度もございます。財政の効率化の問題もあります、いろいろありますよということ。しかしながら、町長は、それについて、どのように考えておられるかという考え方を聞いたんですよ。幾らだったら、幾らって、そんなことじゃないんですよ。そういうことの考え方で、それは……。

（発言する者あり）

○6番（桑原）それと、2番目の相殺のことなんですけれど、要は、この運賃が公法上の債権かどうかというのを聞いたんです。それに尽きるんですよ。それが公法上の債権かどうか。勝手に決めたんじゃないんでしょう。何か判例とかだれかに聞いて、これは相殺ができるんだというように判断されたんじゃないんでしょうかということで質問しているわけです。

それと、3つは、また後で聞きます、これ。何か今の答えでわからないですよ。9万5,000円は、どうかかわっているのかということ。この上から見たら、今言ったことをわかっておられるんでしょうかね。要するに、運行委託負担金では、139万9,000円。国庫支出金だけ見ると149万4,000円で、9万5,000円差が出てるじゃないかという。それと、その9万5,000円と6万6,000円を足すと、一般財源の16万1,000円に一致するんですよ。首かしげられても困るな。いや、本当にそうでしょう。だから、そういうことを。後で結構です。そういうことです。それでも第2問目ですからね、次行きます。だから、今の町長の考え方をお聞きしたいんですけど、私は、この財政負担額分岐点の考え方について、町長はお詳しいと思うんですけど、損益とか採算分岐点的な考え方を持って、この予算を見ているわけです。固定費とか、変動費とかで、本当はコストを分けて専門的にやれば、そうしてまた固定費が上がれば分岐点も上がるというようなことを。それから、車両設備等の整備負担額を総コストに加えるかどうかというようなこと、そんな厳密にやればいいんですけども、基本的な考え方を理解しやすいように、運行負担金だけで損益分岐点的な考えをお話ししたいと思うんです。運行負担金のみについて、損益分岐点を考えますと、1日5万2,000円の運行コストがかかっているわけです。それを固定費と変動費に分けないで全体的に見ますと、1日に乗車賃100円として520人利用者でペイされるわけですね。520人ですよ。それで損益ゼロです。それで、8便ですから1便あたり65人です。そして、そのうち10人で予算上なっている。10人だったら55人は赤字負担で走っているというように私は単純に考えています。そうしますと、55人分の負担額はどうかというと、そうして、この前いただきましたね。全員協議会の中にちゃんと出ているわけですね。1日633万3,600円。116日分掛ける。それから、相殺かどうかということで、92万8,000円運賃収入差し引きますと、540万5,000円になるわけです。それを3倍ですよ。3期ですから。1年では1,621万6,000円。1,600万円余の負担額になるわけです。それを補助金と一般財源でカバーしているということになります。それで、車両設備等、設備負担金とか95万7,000円。ここに掲げてある報償費、需用費とか113万3,000円を加えますと209万円ですから、1,800万円ぐらいの財政負担になる。こういう計算を町長はどのようにお考えでしょうかということで、これを走らせていいのかどうかという。私の考えですよ。そういう状況になるんですけど、どうでしょうかという。それで、あとの公法上の債権の解釈についてもお願いします。

○議長（原田）部長。

○企画部長（池乃本）何人乗ったら割り戻して、どういうふうになるかという計算は、確かに私どものほうでもやっております。ご覧いただきますように、割り戻していつて、それが採算点までいきますと、相当の金額を払っていただかなきゃいけないということでございますので、この不特定多数の方々の交通の利便を、まず確保しようという施策の中では、いわゆる企業的に考えて、収支採算を合わすというよりも、やはり支出は覚悟していかなくちゃならないんだろうと思うんですね。支出、行政負担もしていかなければならないというふうに思います。その金額を、どの辺なら、町民の皆さんが納得していただけるのかということが、やはりこの実験運行の実験の中で確かめていきたい、そういうふうに考えます。さきの議会でもお答えさせていただきましたように、確かに負担は増大してまいりますので、運賃の設定の問題とか、あるいは広告収入など、他の収入をもって、できるだけ負担を軽減していきたい。そして、できるだけ本運行に経費がかからないように努力していきたいということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）公法上の債権になるかどうかというご質問でございますが、先ほど申し上げましたように、これ、運行主体が、あくまで芸陽バス株式会社で、道路運送法第21条で路線バスの扱いでやっております。従いまして、芸陽バスのほうに運賃収入として収入されるわけですので、町としては公法上の債権にはならないというものでございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）2番から申しますと、公法上の債権でないものは、相殺ができないんですよ。でも、これ、相殺やってるんでしょう。今質問したように、要は、いろいろ手続きできるように民法上も公法上もあるんですよ。あるんですけども、その公法上の債権が、バスの運賃が公法上の債権にあたるかどうか、相殺ができるとか何とかのね。だけど、実際には、あれなんでしょう。運賃負担金を渡す額から、運賃を引いて払っているんじゃないんですか。払っているんでしょう。相殺じゃないですか。そう言えましょうくし。

（「そうじゃない」と呼ぶ者あり）

○6番（桑原）そうじゃない言うし。いや、そこら辺を、この前の9月議会でも、そこを確かめたらわからなかったんですよ。だけれど、これを見る限り。さっ引いておられる

んだから相殺でしょう。できるのはわかっているんです。何回も同じことを言うようで、あれなんですけれど、公法上の債権かどうかということは、どういうふうにして判断されたんですかということを知っているんですよ。それは、何を根拠になさっているんですかと。

（「わかりにくくなるな」と呼ぶ者あり）

○6番（桑原）いや、もう座ったらだめなんだな。

（「あんたが言ったから答弁しているんじゃないか」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（内田）先ほども、企画課長答弁いたしましたとおり、あくまでも、利用料金100円につきましては、芸陽バスが運行する上での収入として、お客さんが払うものでございます。この事業に伴う残りの費用として、町が負担金と払うということでございすんで、あくまでの100円については、公法上の債権でないという認識をしております。

（「問題がない言うてるねん」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）いや、もう3回カウントしましたので。ほかの質疑。三宅議員。

○2番（三宅）2番の三宅です。よろしくお願いします。9月が終わりまして、よく勉強してということで、手紙を書いたり、いろいろなところから、福山とか、県外では庄原とか資料を取り寄せて勉強しているんですけれども、特に本運行になったときの費用が気になりなんですけれども、歳出とか需用費とか役務費とか備品購入費とか負担金補助及び交付金あるいは運行負担金のほうでは、経費と収入と差引きとかいう数字のあれがあるんですけれども、とにかく、いろいろなことがあったんですけれども、検討委員もあれなんですけれども、近くに県内でもコミュニティのバスの実例が庄原とか廿日市、福山、呉とか、府中もそこにありますし、私の今の意見は、先ほどもありましたように、やっぱり本運行にかけて調査・研究を、近くの実例がありますんで、早急に、ひまわりバスが25人か30人乗れますんで。検討委員の皆さんとか私たちを乗せて執行部担当課のほうは、よく資料を集めておられますけれども、本当にシビアなところの数字が、いろいろばらばらで、はっきりしたことが教えてくれなかったりとかいうことがありますんで。私の希望は、今の期間、来年の3月いっぱいぐらいまでに、どうか検討委員の皆さんと私たちも乗せて、実際にやっているところを調査・研究してシビアなところ、ルートとかいろいろ聞きたいと思います。まだまだ勉強が足りない、町内論議だけでということをお願いしますんで、視察・調査・研究に行きたいんで、バスに乗って出してい

きたいという、そういう機会を与えてくださいという希望なんですけれども。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）三宅議員ご指摘のことは、よくわかるんですが、4月の全員協議会の後にも皆さんに試行的に乗っていただいた経緯もございます。また、私は個人的にも3回ぐらいプライベートでも、そのバスに乗って町内を巡回したということもありますので、ぜひひとつ、そこらも理解をいただくためには実行したいと思いますので、ぜひ乗ってください。よろしくお願いします。

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を集結いたします。討論があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）41号議案、一般会計補正予算（第5号）賛成の立場で討論を行います。

さきの9月議会で循環バス再開の準備が整い、11月から3月までの5カ月間、町長が提案をしたところ、8対7で循環バス再開の予算を否決いたしました。

循環バスの目的は、自動車社会の谷間で影響を受けているお年寄りの方、障害児、子ども、車にあんまり乗れない交通弱者と言われる方々の利便性の向上を促進するコミュニティのバスでございます。ご承知のとおり、このバスは、海田市駅を起点として右回り、左回りとし町の主な施設との連絡をしております。病院への通院はもちろんのこと、総合公園や福祉センター、役場など、町民の皆様にも少しでも施設の利用を願っての運行であります。そして、気軽に買い物やレジャーに利用し、これを通じて町政の活性化にもつながる目的を持っております。しかも、循環バス試験運行の場合、国からの補助金は約2分の1で、補助金としては最高クラスの補助であります。これは、2年間継続であります。これを利用しない手はないと考えます。もっと早くやれば、3年間、これがあったわけでありまして。山岡町長は、この補助金を最大限利用して、5月に続いて、停留所の一部変更し、今回再開をする提案を議会にいたしております。さきの9月議会で、補助金は55.8%、今回は48.14%で、343万4,000円の補助金であります。また、これまで多くの利用者は、いつの間にか中止していた、早く再開してほしいと要望が出されていましたが、また、かつてない短期間で3,000名近い要望や陳情の署名が集まっていると聞いております。山岡町長は、町長就任と同時に、これまでの黒塗りの町長車、議長車を廃止して、一般公用車も7台廃止し1台購入して、補助金の一律カットや職員の削減、もちろん議論の定数の削減などを含んで、節約をしながら町民サービスを優先をしてきました。今年度だけでも、一般会計は、予算上2億6,000万円の節約をしております。ま

た、財政面でもいろいろしておりますが、これまで加藤町長19年間の投資的経費は、平均23億円ありました。山岡町政になって、これまでの2年間は合併を見込んで無理な駆け込み事業を行った歳入に基づく歳出の調整をして、一定の財政見通しを出し、単独町政でも続ける健全な財政基盤の展望を見出す努力をしてきました。これから財政不足の不安もあるが、海田町の財政健全計画の中で、18年度から21年度にかけて、投資的経費約11億円から15億円と設定をしております。住民サービスの最たるサービスである循環バスは、この運行は当然であり、これがないようでは、これからの町の大型事業、J R 高架事業や区画整理事業は絶望的と言えます。本来、このようなサービスは、執行部からではなくて、議会から要求するのが本来の姿と考えます。今、循環バスは、全国で多くの市町村が実施しております。この近隣でも府中町はつばき号、坂町はめじろ号、廿日市、呉市等々は、前々から実施して、多くの皆さんから喜ばれております。海田町は、これらの市町と比べると大変おくれております。ぜひ住民サービス向上のため、賛成くださいますようお願いをして討論を終わります。

○議長（原田） どちらの討論をされますか。

（「否定です」と呼ぶ者あり）

○議長（原田） 前田議員。

○13番（前田） 13番、前田です。41号議案に対して、反対の立場から討論を行います。

今、賛成者の意見では、自動車社会の弱者救済とか言われながら、先ほど来、質疑の中でも申し上げておりますように、酒を飲んで帰る者に便利いいとか一部の町民だけを扱うような不公平な行政の巡回バスは、断じて反対をいたします。先ほど来、何度も言っておりますが、三迫地区あるいは町長、小型バスによる試行運転も当然考えるべきであり、何も大型バスだけに固執するべきでないと考えます。もっと町民全体を極力公平に扱うような方法で行政を考えるべきであり、今後の税收等を考えていくと、当然本町は行き詰まってくるものと考えます。行政改革の名のもと、いろいろな補助その他の金額が削除される計画に、どんどん上がっております。町の財政は行き詰まることは火を見るよりも明らかであります。なおかつ、その上に、19年度よりも、この巡回バスに要する費用が2,000万円とも3,000万円とも言われております。この費用を捻出するためには、なお町民サービスを低下させる施策を講じなければならない。以上のようなことを考えますと、町民の福祉を優先するという名のもとに行われる巡回バスは、単なる町費のむだ遣いであると考えます。つばきバスとか、さくらバスとかいうふうな形で、廿日

市あるいは府中町ありますけれども、先ほど来、これも重々言っております。公共バス路線の経路が全然違うわけであります。本町との条件が違うんであります。この辺のことも、よく、皆さん考慮をいただきたい。佐伯町に至っては、バスの路線が1本もないんです。そういうところも考えますと、いかに本町の巡回バスはむだな経費であるかと、このようなことを考える。もちろん、先ほど来申し上げております貸し切りタクシーによる運行も十分経費節減、1時間4,000円、5万なんぼもかかるようなものを、わずか6時間、7時間で終わるようなことでは町費のむだ遣い以外の何物でもない。以上のことを考えまして、ぜひ本案に反対されるよう協力を願ひまして、私の反対の討論といたします。以上でございます。

○議長（原田）ほかに討論ありますか。住吉議員。

○14番（住吉）14番、住吉議員でございます。一般会計補正予算（第5号）についての賛成討論を行います。本予算にかかわる巡回バスの運行につきましては、多数の町民の方々から強い要望があります。また、自動車の運転できない方や、高齢者多数の方が待ち望んでおられ、今回いろいろ問題が起きましたけれども、なぜ運行できないのかという、多くの疑問の声が上がっております。今回は国の補助343万4,000円も活用することができ、若干の問題点はあるかもしれませんが。将来、これを逐次改善していけばいいことでありまして。

（「何を言っている」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）発言中ですから、やじを飛ばさないようにしてください。

○14番（住吉）改善は試行運転期間でなくても、将来とも不便なところがあれば、我々が意見を出して改善していけばいいことでありまして、今、ここで、いろいろな問題を取り上げても、それが必ずしもいいとは限りません。議会として、まずやらせてみるということが大切だろうと思うんですよ。議会として、議員として、腹を据えてやってみろということが大切です。細かいことを。本当に、今回の件は金額的には小さい事業なんですよ。そういうつもりでやっていきたいと思います。いずれにしましても、福祉事業であります。多少の経費はかかりますが、他を節減、節約しても、お困りの方を助けるのが、我々の仕事であり、使命であるというふうに思っております。また、海田町の長い議会歴史の中で、先輩たちも、また我々も多少の不満があっても小異を捨て大同を選んで大きな事業をなし遂げてまいっております。今、町は行財政改革に真剣に取り組んでおります。大事業ではありませんけれども、多少の不満があっても、我々は、この弱者救済事業である福祉事業

を進めることに協力をして皆さんにご賛同をいただきたくお願いを申し上げて賛成討論といたします。

○議長（原田）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。これより第41号議案について採決をいたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。

第41号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）起立多数と認めます。よって、第41号議案は、原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付議されました議案の審議は、すべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

これにて平成17年第5回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆さん、大変ご苦労さまでした。

午前10時46分 閉会